

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百二十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年十月二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 Future
- 三 代表者の氏名  
増田 光二
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川越市大字増形二百三十四番地二
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、埼玉県西部地区の子ども達に対し、サッカーを通じて健やかな心の形成、基礎体力・技術の向上、将来的に世界で活躍出来る選手の育成を目指し、夢を実現するために必要な環境の整備や、活動の場を提供することを目的とする。